

加古川総合庁舎食堂事業者募集要項

兵庫県東播磨県民局が行う食堂事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募の概要

(1) 施設名等

施設名 加古川総合庁舎
所在地 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

(2) 募集内容

募集件名 食堂運営
募集規模

場所・・・・・・・・加古川総合庁舎9階
使用許可面積・50.88㎡（厨房・検収室）
客席数・・・・・・・・100席（共有スペース）

使用料 年額最低使用料を年額449,820円とし、この最低使用料以上の金額を提示してください。
実際の使用料は50%減免となる予定です。

※自動販売機を5台、券売機を1台設置することを許可します。
ただし使用料については、別途、設置面積によって使用料及び手数料徴収条例で定める額を徴収します。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。）であること。

- ① 東播磨県民局との契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- ② 東播磨県民局が実施した競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を阻害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が東播磨県民局と契約を締結することまたは東播磨県民局との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により兵庫県が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて東播磨県民局との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の締結または履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により食堂運営について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有すること。
- (4) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ※ 県は、許可の相手方が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことがあります。
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくとところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員でないこと。
- (6) 最近3年間において、1年以上継続した飲食業の営業実績があること。
- (7) 国税及び兵庫県税の未納がないこと。
- (8) 東播磨県民局に納付するべき使用料及び光熱水費等に未納がないこと。
- (9) 前回公募手続きにより事業者として決定されたものの、正当な理由なくして使用許可の手続きに応じなかった者でないこと。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までとします。令和10年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初東播磨県民局が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年ごとに申請（更新を希望しない場合は、使用許可の期間が満了する6ヶ月前までに東播磨県民局に書面により通知すること。）を行うことにより、最長令和12年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。ただし、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合があります。

② 基本の営業日及び営業時間

ア 営業日

月曜日から土曜日までの間（祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

イ 営業時間

午前11時から午後3時までの間

詳細は応募者の提案と東播磨県民局との協議により決定します。（ただし営業時間5時間以内とします。）

※通常の営業日及び営業時間は上記のとおりですが、上記以外の時間であっても東播磨県民局との協議により許可することがあります。

③ 使用料

- ア 事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。
- イ 使用料は、東播磨県民局が発行する納入通知書により、東播磨県民局の指定する期限までに全額納入してください。
- ウ 許可期間中に食堂運営を撤退した場合は、既納の使用料は還付しません。

④ 提供メニュー及び提供価格

- ア 提供メニューは入札者が提案したメニュー及び提供価格を遵守してください。
メニューの設定は、幅広い年代の利用者にふさわしいものとなるよう、また、価格の設定にあたっては、多くの方々が利用しやすい価格となるよう配慮してください。
(例：日替わり定食、麺類、飯類は基本的なメニューとして組入れてください。)
- イ その他のメニューについては、事業者の提案と東播磨県民局との協議により決定します。
- ウ 価格については物価変動や特別な事情がある場合は東播磨県民局との協議により変更することができます。
- エ メニューのディスプレイに、メニューごとのカロリー及び塩分の表示をすることが望ましい。

⑤ その他必要経費等

- ア 食堂運営に必要な什器備品等の設置及び撤去に要する工事費、維持管理等にかかる費用の負担は、庁舎管理者と事業者が協議の上別途定めるものとする。
- イ 運営に必要な光熱水費等は全額事業者の負担とし、東播磨県民局が発行する納入通知書により、東播磨県民局の指定する期限までに全額納入してください。
- ウ 厨房内に設置している厨房機器については、別途、東播磨県民局と事業者との間で使用貸借及び故障時の対応に関して覚書を締結します。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を東播磨県民局が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 食堂運営の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または担保に供してはならないこと。
- ③ 食材の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、東播磨県民局の指示に従うこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 厨房内の管理、建物従物の維持管理については、事業者が責任をもって行うこと。
(厨房内独自の清掃等を委託する場合は、事前に東播磨県民局へ届け出ること。)
- ② 食堂についての問い合わせ及び苦情、食中毒などの事故については、事業者が責任をもって対応すること。
- ③ 食堂運営により発生したゴミ等の回収及び処分は、関係法令に従い、事業者が責任をもって行うこと。
- ④ 東播磨県民局は、東播磨県民局の責によることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。
- ⑤ 客席部分(床・テーブル・椅子)の日常清掃を行うこと。
- ⑥ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係

機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

(4) 使用許可の取消し

許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。

(5) 自己都合による食堂運営からの撤退

事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により食堂運営から撤退しようとする場合は、撤退しようとする日の6か月前までに東播磨県民局に書面により通知してください。この場合、納入済の使用料は還付いたしません。

(6) 原状回復

事業者は、許可期間が満了または上記3の(4)により許可が取り消された場合や上記3の(5)により食堂運営から撤退する場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を東播磨県民局に請求することができません。

4 参考データ

現食堂の現状は下記のとおりです。

(1) 使用許可面積

厨房・・・50.88㎡

券売機・・・0.28㎡

コーヒーマーカー・・・0.10㎡

(2) 営業日

月曜日から土曜日までの間（祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

(3) 営業時間

午前11時から午後3時（月～金）

午前11時30分から午後2時30分（土）

(4) 提供価格

R6.11月1日時点

提供メニュー（例）	提供価格（税込み）
日替定食	630円
カレーライス	390円
かつめし	730円
かつ丼	580円
きつねうどん	400円

(5) 売上数

令和5年度の実績数（現経営者の申告による。）

24,913食

5 応募申込方法等

(1) 申込方法

<郵送する場合>※必ず、郵送した旨、県民局担当者あて電話してください。

受付期間：令和6年11月25日（月）～令和6年12月16日（月）必着

送付先：〒675-8566

加古川市加古川町寺家町天神木97-1

東播磨県民局総務企画室総務防災課 児玉宛

- ※ 簡易書留または書留により送付してください。
(普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときは価格提案できませんので、ご注意ください。)
- ※ 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は価格提案できませんのでご注意ください。
- ※ 電話、ファックス、インターネットによる申込みはできません。

<持参する場合>

- 受付期間 : 令和6年11月25日(月)～令和6年12月16日(月)
午前9時～午後5時まで
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。
- 申込提出先 : 加古川市加古川町寺家町天神木97-1
東播磨県民局総務企画室総務防災課 担当 児玉
(加古川総合庁舎5階)

(2) 申込みに必要な書類

- ① 応募申込書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書または現在事項証明書))

※ 発行日から3ヶ月以内のもの(コピー可)。

- ④ 国税及び兵庫県税の未納がないことの証明書
ア 国税は納税証明書(その3の2またはその3の3)
イ 兵庫県税は納税証明書(3)

※ 発行日から3ヶ月以内のもの(コピー可)。

- ⑤ 提案書(様式3)
- ⑥ 役員一覧表(様式4)(法人のみ)
- ⑦ 食堂運営に係る許認可等の写し(前記2の(6)の実績分)
- ⑧ 会社概要等(会社パンフレット等の飲食業の営業実態が判断できるもの)(法人のみ)
- ⑨ 直近2年分の決算書の写し(連結決算ではなく応募業者のみのもの)

(3) 応募申込書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 最低年額使用料を下回るもの
- ② 応募資格がない者が応募価格提案したもの
- ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
- ④ 応募価格、日付、住所及び氏名のないものまたはこれらが分明でないもの
- ⑤ 応募価格の訂正をしたもの
- ⑥ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- ⑦ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(4) 書類の提出方法

応募申込書その他必要書類を添えて、封筒に入れ封をしたうえで、持参または郵送により提出してください。

(5) 申込みに当たっての留意事項

- ① 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届（様式6）を、受付期間内に持参または郵送してください。

6 事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を事業者の選定対象とします。
- (2) 加古川総合庁舎の食堂事業者選定審査委員会において、次の項目を総合的に判断し事業者を決定します。

なお、審査点数の結果によっては、事業者を決定しない場合もあります。

※試食については、実施しないことがあります。その場合は総得点又は各項目の内訳点数を変更することがあります。

- | | | |
|---|------------------|-----|
| ア | 応募価格（使用料） | 40点 |
| イ | 経営状況 | 20点 |
| ウ | 経営計画 | 10点 |
| エ | メニューの内容 | 10点 |
| オ | 日替定食の内容 | 10点 |
| カ | 試食（定食等の試食を行います。） | 10点 |

試食に要する経費については、応募申込者の負担とします。

- (3) 事業者の公表等

事業者は、令和7年1月10日（金）までに決定します。事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した事業者名を書面により通知するとともに、兵庫県東播磨県民局ホームページに決定金額及び事業者の法人・個人の区分並びに応募参加者数を掲載します。

- (4) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止、又は延期することがあります。

7 使用許可申請の手続き

事業者に決定した者は、令和7年1月24日（金）までに、次の書類を提出してください。

- (1) 行政財産使用許可申請書（兵庫県指定様式）
- (2) 行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の減免申請書（任意様式）
- (3) 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書または現在事項証明書））

※ 行政財産使用許可申請の日から3か月以内に発行されたものに限りします。

- (4) 国税及び兵庫県税の未納がないことの証明書

- ① 国税は納税証明書（その3の2またはその3の3）
- ② 兵庫県税は納税証明書（3）

※ 行政財産使用許可申請の日から3か月以内に発行されたものに限りします。

※ (3)～(4)の書類は、応募申込時に原本を提出している場合は不要です。
(ただし、行政財産使用許可申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限りします。)

〈参考〉

実施スケジュール

応募申込受付期間	令和6年11月25日（月） ～令和6年12月16日（月）
食堂事業者選定審査（書面審査）	12月下旬頃
食堂業者の決定・通知	令和7年1月10日（金）
使用許可申請書類提出期限	令和7年1月24日（金）

8 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 事業者が応募資格を失った場合

9 その他

使用許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、事業者の負担となります。

10 問合せ

加古川市加古川町寺家町天神木97-1

東播磨県民局総務企画室総務防災課（加古川総合庁舎5階）

電話：079-421-9252（直）

F a x：079-424-6616

E-mail：hharimasom@pref.hyogo.lg.jp